第四条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「〇・九八三」を「昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九八六とし、同月二日以後に生まれた者については〇・九八四」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九三二

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十六年三月以前の月分の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（遺族共済年金の支給の停止に関する経過措置）

第三条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において改正法第九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第九十一条第四項の規定により支給が停止されている夫に対する遺族共済年金及び同条第六項の規定により支給されている子に対する遺族共済年金については、改正法第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十一条第二項及び第三項の規定は適用せず、改正前国共済法第九十一条第四項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定が適用される遺族共済年金の受給権者（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族である夫に限る。）に係る第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の十第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第九十二条第一項」とあるのは「第九十二条第一項若しくは国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第八十五号。次項において「改正令」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。次項において「改正法」という。）第九条の規定による改正前の法第九十一条第四項」と、同条第四項中「第九十二条第一項」とあるのは「第九十二条第一項若しくは改正令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による改正前の法第九十一条第四項」とする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第四条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「すべて」を「全て」に、「若しくは第九項又は同条第十一項」を「、第九項若しくは第十一項又は同条第十三項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十六号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の六第七号中「第二十五条の十五第二項第一号ホ」の下に「及び附則第三十条の二の十六の二第七号」を、「及び第二項第一号ホ」及び「第二項第二号ヘ」の下に「並びに附則第三十条の二の十六の二第七号」を加える。

第二十七条第一項及び第二項中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同条第三項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第四項中「禁錮（こ）」を「禁錮」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第八項中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

附則第三十条の二の十六の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求する者が受ける障害を支給事由とする年金である給付）

第三十条の二の十六の二　法附則第二十条の二第六項第一号に規定する障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
二　厚生年金保険法による障害厚生年金及び旧厚生年金保険法による障害年金
三　旧船員保険法による障害年金
四　国の新法による障害共済年金及び昭和六十年改正前の国の新法による障害年金
五　障害共済年金及び昭和六十年改正前の法による障害年金
六　私立学校教職員共済法による障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金
七　移行障害共済年金及び特例障害農林年金並びに移行農林年金のうち障害年金

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第一号中

平成二十六年三月まで	一・〇〇一

を

平成二十四年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九六

に改め、同表第三号中「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に改め、同表第四号中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八六」を「〇・九七九」に、「〇・九八九」を「〇・九八二」に、「〇・九九二」を「〇・九八五」に、「〇・九九五」を「〇・九八八」に、「〇・九九八」を「〇・九九一」に、「一・〇〇一」を「〇・九九四」に、「一・〇〇四」を「〇・九九七」に、「一・〇〇七」を「一・〇〇〇」に、「一・〇一〇」を「一・〇〇三」に、「一・〇一三」を「一・〇〇六」に、「一・〇一六」を「一・〇〇九」に、「一・〇一九」を「一・〇一二」に、「一・〇二二」を「一・〇一五」に、「一・〇二五」を「一・〇一八」に、「一・〇二八」を「一・〇二一」に、「一・〇三一」を「一・〇二四」に、「一・〇三四」を「一・〇二七」に、「一・〇三七」を「一・〇三〇」に、「一・〇四〇」を「一・〇三三」に、「一・〇四三」を「一・〇三六」に、「一・〇四六」を「一・〇三九」に、「一・〇四九」を「一・〇四二」に、「一・〇五二」を「一・〇四五」に、「一・〇五五」を「一・〇四八」に、「一・〇五八」を「一・〇五一」に、「一・〇六一」を「一・〇五四」に、「一・〇六四」を「一・〇五七」に、「一・〇六七」を「一・〇六〇」に、「一・〇七〇」を「一・〇六三」に、「一・〇七三」を「一・〇六六」に、「一・〇七六」を「一・〇六九」に、「一・〇七九」を「一・〇七二」に、「一・〇八二」を「一・〇七五」に、「一・〇八五」を「一・〇七八」に、「一・〇八八」を「一・〇八一」に、「一・〇九一」を「一・〇八四」に、「一・〇九四」を「一・〇八七」に、「一・〇九七」を「一・〇九〇」に、「一・一〇〇」を「一・〇九三」に、「一・一〇三」を「一・〇九六」に改め、同表第五号中「五十八万三千九百円」を「五十七万九千七百円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を